

オンラインプラットフォームを活用した
海外販路開拓支援 運營業務

公募型プロポーザル実施要領

神戸市経済観光局経済政策課
(神戸市海外ビジネスセンター)

1 業務の概要

(1) 委託業務名

オンラインプラットフォームを活用した海外販路開拓支援 運営業務（以下、当該業務という）

(2) 業務内容

別紙1の仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 契約上限額

金4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 費用分担

受託事業者が当該業務を実施するにあたり必要となる経費は、契約金額にすべて含まれるものとし、本市及び参加企業は、本契約金額以外の費用^{*}を負担しない。

^{*}成果報酬、アカウント料等

(6) その他

本事業に参加する企業は20社を想定し、委託料の積算を明示したうえで見積書を作成すること。また、20社を超えた場合の対応（対応可能社数の上限、1社あたりの追加経費等）及び20社に満たない場合の対応（減額の可否、精算方法等）について、企画提案書に明示すること。

2 応募資格

受託事業者は、契約締結日において、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) BtoBを対象としたオンラインプラットフォームを運営していること。

(2) 神戸市指名停止基準要綱(平成6年6月15日市長決定)に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(4) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。

(5) 銀行取引停止処分を受けていないこと。

(6) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされているものを除く。）でないこと。

(7) 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処されている者がいないこと。

(8) 事業者及びその代表者が直近1年間の法人税、市町村民税等を滞納していないこと。

(9) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合も含む）していないこと等、「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しないこと。

(10) 共同企業体による受託も可能であるが、その場合は、代表者及び構成員が上記(2)から(9)を全て満たすこと。また、共同企業体の結成方法は、2者又は3者による自主結成とし、本市に対して共同企業体参加届出書（様式3）を提出すること。なお、本市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者が自己の名義をもって行うこととする。

3 スケジュール

(1) 公募要領の交付開始 令和6年5月20日（月）

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (2) 応募登録書及び質問書提出期限 | 令和6年6月7日(金) 17時まで |
| (3) 質問に対する回答 | 令和6年6月14日(金) 予定 |
| (4) 企画提案書・見積書の提出期限 | 令和6年6月28日(金) 17時まで |
| (5) 事業者選定審査会 | 令和6年7月上～中旬(予定) |
| (6) 選定結果通知及び結果の公表 | 令和6年7月中旬(予定) |
| (7) 契約締結・業務開始 | 令和6年8月1日(予定) |

4 応募にかかる資料の配布

- (1) 交付開始日 令和6年5月20日(月)
- (2) 配布場所
神戸市ホームページの「事業者募集」のページに掲載 ※郵送による交付は行わない。
(ダウンロードできない場合にはEメールにて送付しますので、以下の問い合わせ先メールアドレスまでご連絡ください。)
- (3) 配布資料
 - ア) 公募型プロポーザル実施要領(本書)
 - イ) 業務仕様書(別紙1)
 - ウ) プロポーザル応募登録兼資格審査申請書(様式1)
 - エ) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除にかかる誓約書(様式2-1, 2-2)
 - オ) 共同企業体参加届出書(様式3)
 - カ) 質問書(様式4)

5 応募登録書及び質問書の提出

- (1) 提出期限 令和6年6月7日(金) 17時まで(必着)
- (2) 提出先・提出方法
本書末尾「11 担当部署(問い合わせ先)」まで、郵送または電子メールにより提出してください。電子メールに添付(PDF 様式)して提出する場合は、受信の確認を担当部署宛、電話により行ってください。
- (3) 提出書類
 - ア) プロポーザル応募登録兼資格審査申請書(添付書類は含まない)
 - イ) 質問書(様式4) 【任意提出】
- (4) 質問書の回答方法
本業務に係る質問等に関しては、応募登録書を提出したすべての事業者に対して、令和6年6月14日(金)までにEメールにて回答を予定しています。質問した事業者名は公表しません。

6 企画提案書・見積書の提出

- (1) 提出期限 令和6年6月28日(金) 17時まで(必着)
- (2) 提出先・提出方法 本書末尾「11 担当部署(問い合わせ先)」まで、
企画提案書は、正本・副本の各原本を郵送又は持参し、併せてEメール等により電子データも提出してください。
※郵送の場合は、書留等の受取記録が残る方法で上記の受付期間までに必着すること。
※持参による受付時間：土・日・祝日を除く、9時から17時まで(正午から13時までを除く)

(3) 提出書類

① 企画提案書（正本1部・副本1部）※電子データは正本・副本いずれも提出

ア) 様式

任意様式とするが、用紙のサイズはA4サイズとし、提案内容を25ページ以内（表紙・目次を除く。添付資料を含む。）にまとめること。また、表紙を付けて、各ページの下部にページ番号を付すこと。正本には事業者（会社）名を記載し、副本には事業者（会社）名、ロゴマーク等事業者を特定できる情報を一切記載しないこと。

イ) 記載事項 次に掲げる事項をすべて記載すること。

- a) 企業（団体）の概要
- b) 類似業務実績（支援内容、スケジュール、参加企業数等の実績値も明記すること）
- c) 業務の実施方針と別紙仕様書に基づく業務実施に係る提案内容

ウ) 使用言語 日本語とする。

エ) その他

企画提案書の提出は1応募事業者につき1提案とする。

② 見積書 1部

ア) 様式 様式は問わない。ただし、A4サイズ片面とする。

イ) 記載事項 次に掲げる事項をすべて記載すること。

- a) 見積年月日、見積書の有効期限（令和6年8月1日以降の日付）、事業者の名称、所在地、代表者の氏名及び連絡先（担当者の氏名及び電話番号）を記入すること。
- b) 業務ごとにかかる費用の額、及び総額、消費税及び地方消費税額、全ての業務にかかる費用の総額。なお、費用総額は、契約金額の上限までとする。

③ 資格確認書類 以下に掲げる書類を各1部

- a) 法人登記簿謄本（提出日前3か月以内に発行された正本）
- b) 代表者印鑑登録証明書（提出日前3か月以内に発行された正本）
- c) 事業経歴書及び業績報告書（直近事業年度までの経歴・沿革・業績を記載）

※任意様式

- d) 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書（直近1年分）
滞納がないことが証明できる納税証明書によること。

e) 誓約書（様式2）

f) 委任状（代表者以外の者が申請する場合のみ。）

g) 共同企業体参加届出書（様式3 共同企業体による応募者のみ）

※共同企業体で応募登録を行う場合は、全ての構成員について、上記のaからeを提出すること

7 受託候補者の選定方法

(1) 選定方法

「オンラインプラットフォームを活用した海外販路開拓支援 運營業務」受託事業者選定審査会（以下「選定審査会」という。）において、提出された企画提案書等の内容を評価し、審査員の評価点数の合計が最も高い応募事業者を契約受託者として選定する。

審査に当たり、応募事業者によるプレゼンテーションと審査員による質疑を実施する。

事業者選定審査会は令和6年7月上～中旬（予定）に、各応募事業者につき20分間のプレゼンテーションと10分間の質疑を行う。場所は、神戸市海外ビジネスセンター内会議室を予定。その

他詳細については、改めて応募事業者に通知する。

※ 契約受託者として選定された応募事業者が契約を辞退した場合、または応募資格を喪失した場合は、選定委員会で順位付けられた上位のものから順に契約受託者を選定する。

(2) 評価項目と配点 (審査員 1 人あたり)

評価 (100 点満点) の内訳は下記のとおりとする。

①内容点 (85 点)

内容点は、85 点満点とし、「企画内容 (50 点満点)」「実施体制 (20 点満点)」「業務実績 (15 点満点)」の各項目の評価基準に基づき評価する。

②価格点 (5 点)

価格点は、5 点満点とし、評価の点数は下記の通りとする。

価格点 = $5 \times (1 - (\text{見積金額} \div \text{委託料上限額}))$ 【小数点第 1 位は四捨五入】

ただし、見積金額が 200 万円以下の場合も 5 点とする。

③地元企業点 (10 点)

地元企業点は 10 点満点とし、市内事業者への発注を促進するため市内の応募事業者に対して下記の通り評価を行う。

a) 地元企業 (応募事業者の本店所在地が神戸市内) の場合 10 点

b) 準地元企業 (応募事業者の本店所在地が市内にないが、支店等が市内にある) の場合 5 点

※ 共同企業体で応募する場合は、構成員となるすべての事業者の本店所在地にて判断をし、その平均点 (小数点以下第 1 位は四捨五入) により評価する。

(例) 市内企業 × 市内企業 → $(10 \text{ 点} + 10 \text{ 点}) / 2 = 10 \text{ 点}$

市内企業 × 準地元企業 → $(10 \text{ 点} + 5 \text{ 点}) / 2 = 8 \text{ 点}$

準地元企業 × 市外企業 → $(5 \text{ 点} + 0 \text{ 点}) / 2 = 3 \text{ 点}$

④評価項目

評価項目	評価基準	配点
内容点	企画内容	50
	実施体制	20
	業務実績	15
価格点	見積金額が低いことを評価する	5
地元企業点	市内事業者への発注促進 (市内の事業者であることを評価する)	10
合 計		100

⑤最低基準 審査員の平均点が 50 点を下回る事業者は、委託予定業者として選定しない。企画提案者が 1 者であっても同様の扱いとする。

(3) 選定結果の通知・公表

評価結果及び選定結果は、決定後速やかにすべての応募事業者に通知し、市ホームページにて受託事業者名を公表する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、選定対象から除外する。

- (1) 企画提案書及び見積書等の必要書類が提出期限を過ぎて到着したとき。
- (2) 見積書に記載の見積金額が本実施要領に定める契約金額の上限額を超過しているとき。
- (3) 見積書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (4) 代理人による応募登録の場合において、委任状を提出しないとき。
- (5) プロポーザル参加者及びその代理人が他のプロポーザル参加者の代理人となり、又は数人共同してプロポーザルに参加したとき。
- (6) プロポーザル参加資格がない者が参加したとき。
- (7) 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他訂正の容易な筆記具により見積書に記入したとき。
- (8) 見積書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

9 契約の締結

- (1) 審査の結果、選定された受託候補者と委託契約締結に向けた詳細な仕様について協議・調整を行った上で、速やかに委託契約を締結する。なお、共同企業体として応募した者が受託候補者となった場合には、共同企業体協定書を契約締結までに提出すること。
- (2) 受託候補者が辞退したり、資格を喪失したりしたときは、次点の応募事業者を受託候補者とする。
- (3) 契約の締結にあたっては契約書の作成を要し、その契約書は神戸市委託契約約款により作成する。
- (4) 履行確認の検査終了後、委託料の支払を行う。ただし、中間払いが必要な場合は、契約時に協議が可能とする。

10 その他

- (1) 当該プロポーザルの応募に要する一切の費用は、応募事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、選考の結果の如何を問わず、当該プロポーザルの終了後も返却しない。また、本市は、提出された書類について、神戸市情報公開条例に基づき、同条例で非公開とされるものを除き、公開することがある。
- (3) 本市は、提出書類を当該プロポーザルの実施以外の目的で、応募事業者に無断で使用しない。
- (4) 本市が指示する場合を除き、提出期限以降の提出書類の変更、差し替え、追加提出若しくは再提出は認めない。
- (5) 提案書の著作権は当該プロポーザル応募事業者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、当該プロポーザル応募事業者が負うものとする。
- (6) 本市が提供する資料は、当該プロポーザルの応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- (7) 当該プロポーザル応募事業者は、受託候補者の選定後、この募集要領等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。

11 当該プロポーザル担当部署の名称及び所在地（問い合わせ先）

神戸市経済観光局経済政策課（神戸市海外ビジネスセンター）

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号 神戸商工貿易センタービル4階
電話連絡先 078-231-0222 電子メール asia-biz@office.city.kobe.lg.jp